

企業型確定拠出年金制度



株式会社 プロセスコア

いまなぜ 企業型確定拠出年金なのか

企業型確定拠出年金（企業型DC）とは？

確定拠出年金制度とは、アメリカの年金制度401kプランをモデルに2001年よりスタートした、日本の私的年金制度です。そのため、この制度のことを401kと言う方もいらっしゃいます。一般的には「確定拠出年金（Defined Contribution）」の略で企業型DCと呼ばれています。

老後2,000万円問題でも話題となりましたが、日本の公的年金だけでは老後の豊かな生活を実現する事は難しいため、個人で老後のお金を貯めやすく様々な優遇が設けられた制度です。

企業型DCは、iDeCo（個人型確定拠出年金）の上位版とされており、「iDeCoに比べて上限金額が2.4倍になる」、「社会保険の軽減も期待できる」といった特徴があります。福利厚生としてだけでなく、経営者・役員の退職金準備としても非常に効果的な制度となります。

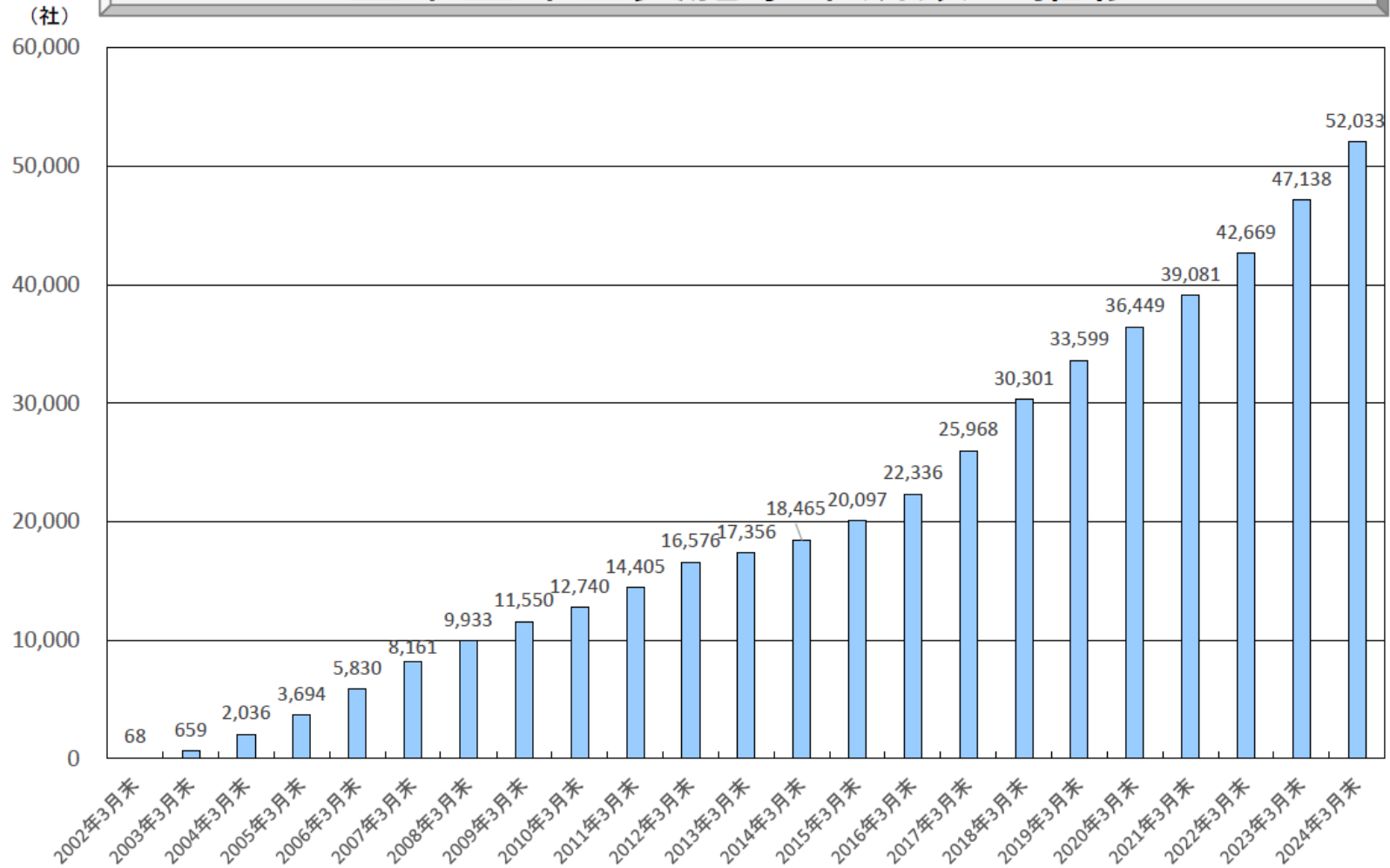
企業型の導入が増えている理由

これまで中小企業の退職金制度といえば、中小企業退職金共済（略称：中退共）がほとんどでしたが、現在の超低金利時代において、預けた分以上の上乗せ部分がほとんど期待できない状況です。

こうした背景と、今後の年金受給額の減少を考えた場合、資産運用をしながら自分自身の退職金を増やしていくという考え方がようやく日本でも広がり始め、従来の制度から企業型DCに切り替える企業が増えてきています。

企業型DC導入企業2024年3月末：52,033社
2023年4月からの1年間で、4,895社増加

企業型年金実施事業所数の推移

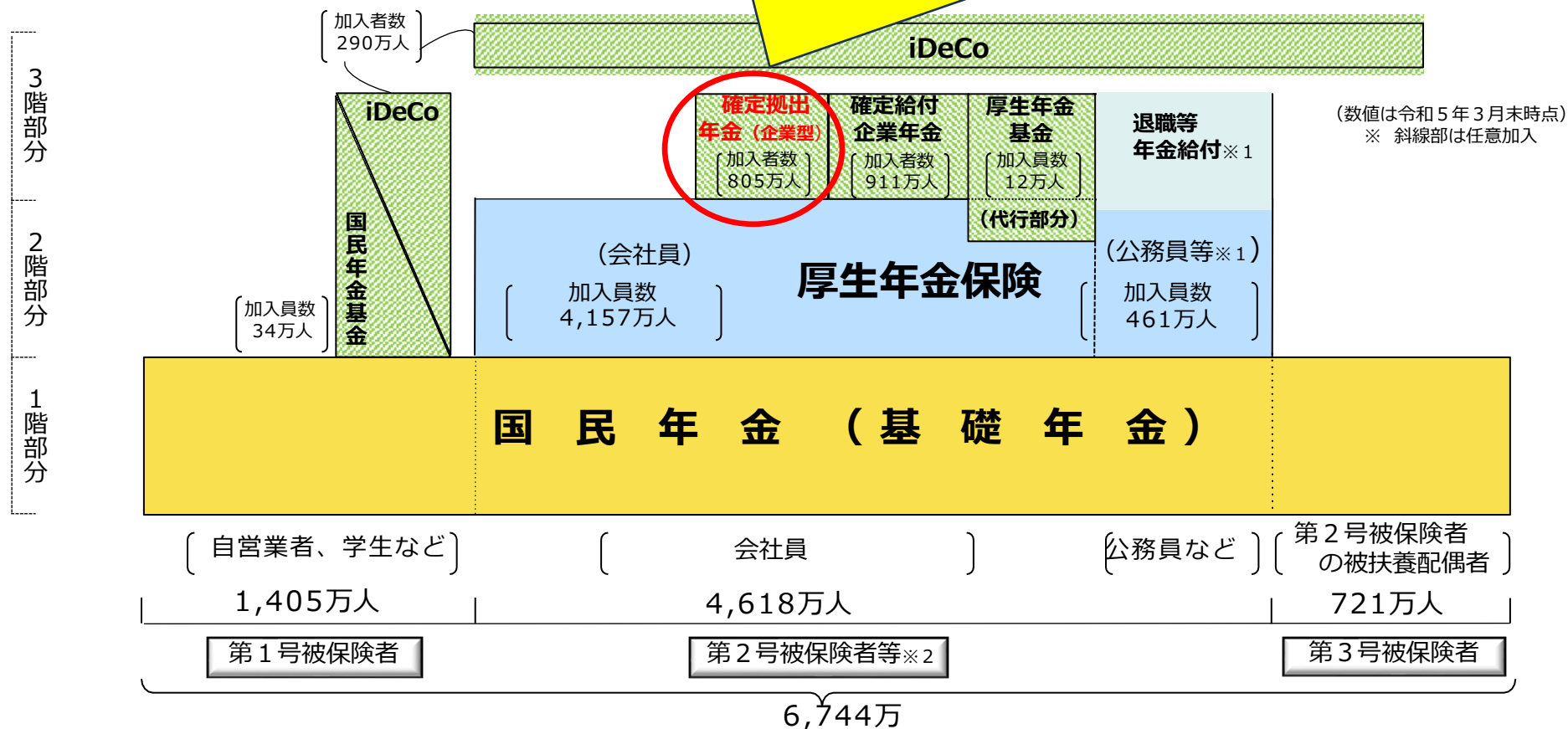


出典：運営管理機関連絡協議会「確定拠出年金統計資料(2024年3月末)」

年金制度の仕組み

- 年金制度は、「3階建て」の構造。
- 1・2階部分の公的年金が国民の老後生活の基本を支え、3階部分の企業年金・個人年金と合わせて老後生活の多様なニーズに対応。

年金制度の3階部分となります、厚生年金加入者の約5人に1人は加入しています

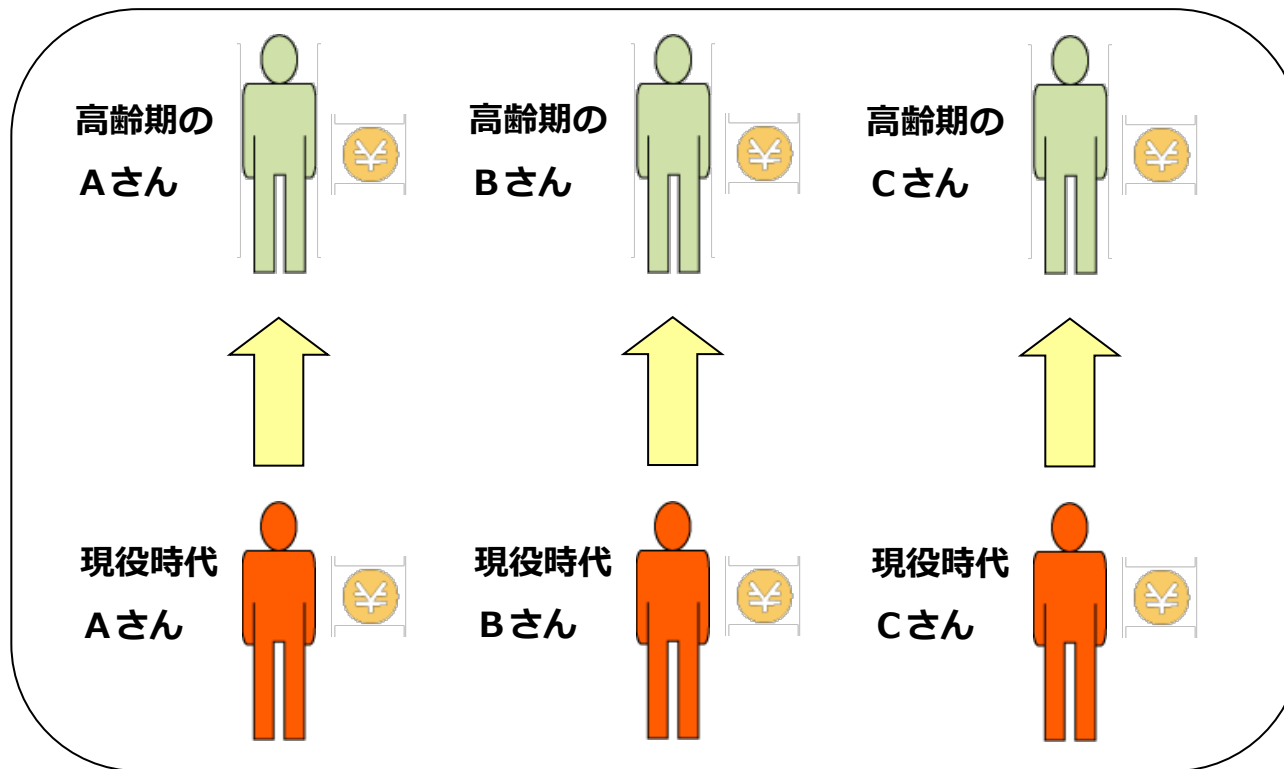


※1 被用者年金制度の一元化に伴い、平成27年10月1日から公務員および私学教職員も厚生年金に加入。また、共済年金の職域加算部分は廃止され、新たに退職等年金給付が創設。ただし、平成27年9月30日までの共済年金に加入していた期間分については、平成27年10月以後においても、加入期間に応じた職域加算部分を支給。

※2 第2号被保険者等とは、厚生年金被保険者のことをいう(第2号被保険者のほか、65歳以上で老齢、または、退職を支給事由とする年金給付の受給権を有する者を含む)。

確定拠出年金とは？

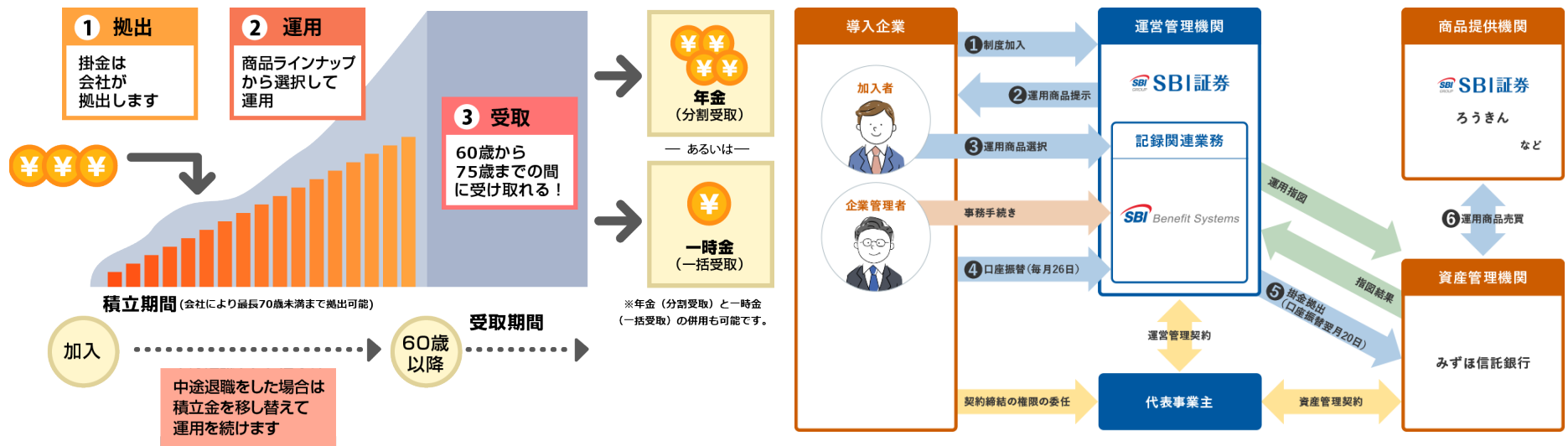
今の自分が未来の自分の為に積立てる **「じぶん年金」** です



企業型確定拠出年金の概要

💡 企業が掛金をまとめて拠出する、公的企業年金制度

- ◆ 事業主が厚生局に申請し、承認を得て確定拠出年金制度を導入します
- ◆ 事業主は、掛金を加入者の確定拠出年金口座に拠出します
- ◆ **加入者は自ら運用商品を選択し、年金資産を運用します**
- ◆ 原則 60 歳で受給権を取得し、**一時金もしくは年金で受け取ります**



確定拠出年金の優遇措置

確定拠出年金には **3つの「税制優遇」** があります

1.掛金積立

- 所得税が非課税
- 住民税が非課税
- 社会保険料が対象外

2.運用

- 運用益非課税

3.受給

- 一時金は退職所得税制の対象
- 年金は公的年金控除の対象

注意点としては原則60歳までの途中引き出しはできない！

※老後資産として分けて管理できることはメリットでもある

企業型DC・iDeCo・新NISAの比較

DC・iDeCo・新NISAの比較	選択制 企業型DC	iDeCo (個人型DC)	新NISA
社会保険料の軽減効果	あり	なし	なし
所得税・住民税の控除	あり	あり	なし
運用益の課税	非課税	非課税	非課税

制 度 設 計

企業が自社の状況に応じ、制度設計が可能

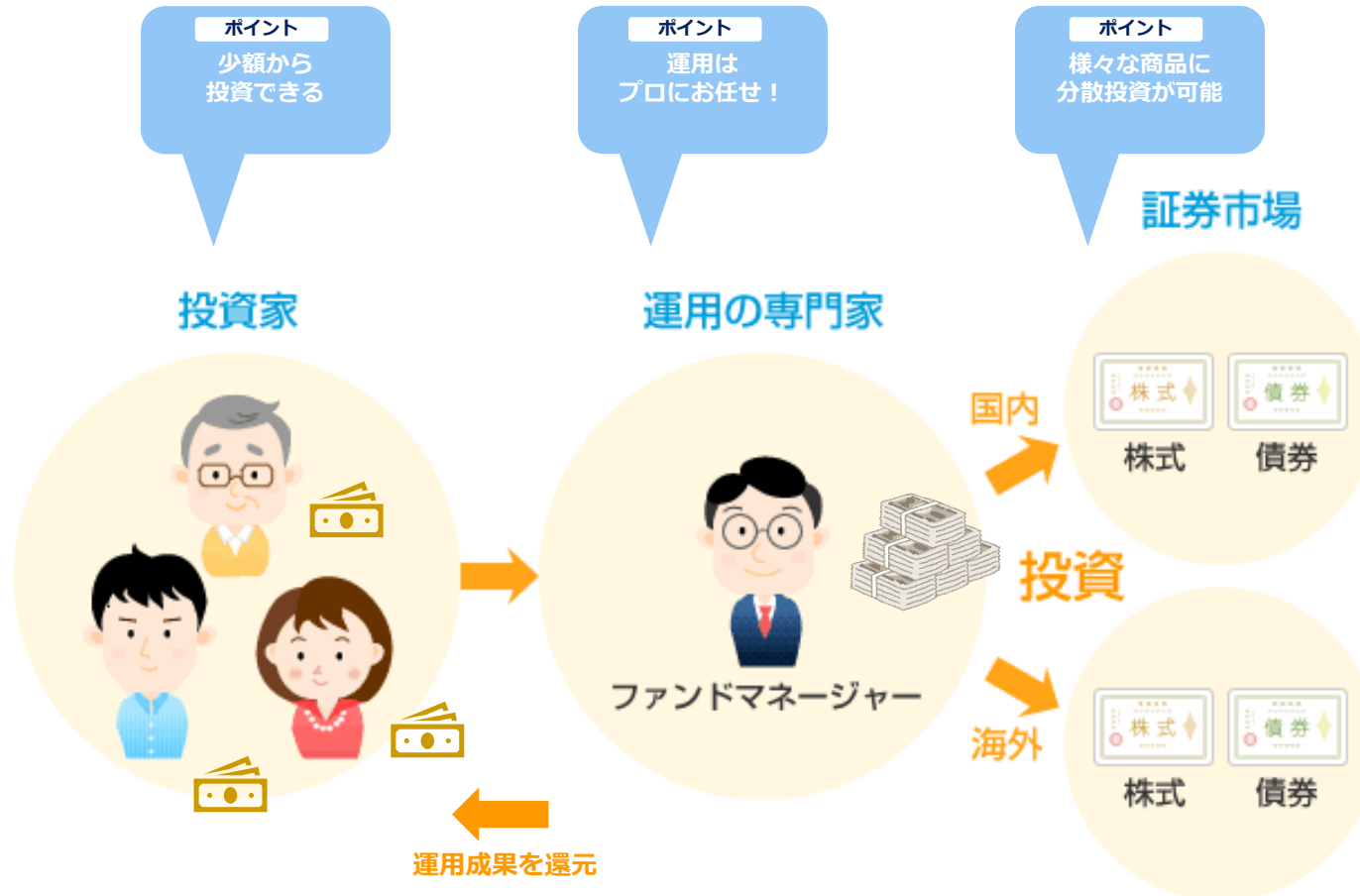
①誰が掛金の負担をするか

②掛金の金額設定は

③何歳まで拠出するか

運用方法

投資信託とは



投資信託なら、比較的少額の資金から投資をスタートすることができます。株式や債券に直接、投資をする場合は通常、数十万円～数十万円程度のまとまった資金が必要になりますが、投資信託であれば、一般的に1万円程度から、投信積立なら1,000円から手軽に始めることができます。

投資信託は投資の経験が豊富な「**ファンドマネージャー**」と呼ばれる運用の専門家が、株式や債券、リート（不動産投資信託）などさまざまな投資対象に投資します。

資産をいくつかの投資先に分けてリスク軽減を図る「**分散投資**」は、投資の考え方の基本。投資信託を活用すると、さまざまな投資対象に投資が可能です。

受 給 方 法

一括での受取

退職所得税制

退職所得控除

1/2課税

分離課税

20年まで 40万×勤続年数
21年目～ 800万+70万×（勤続年数-20）

課税計算が1/2
しかも別計算してくれる

年金（分割）での受取

公的年金等

5年～20年間の有期年金で受取が可能です
受け取っている間も運用は可能です

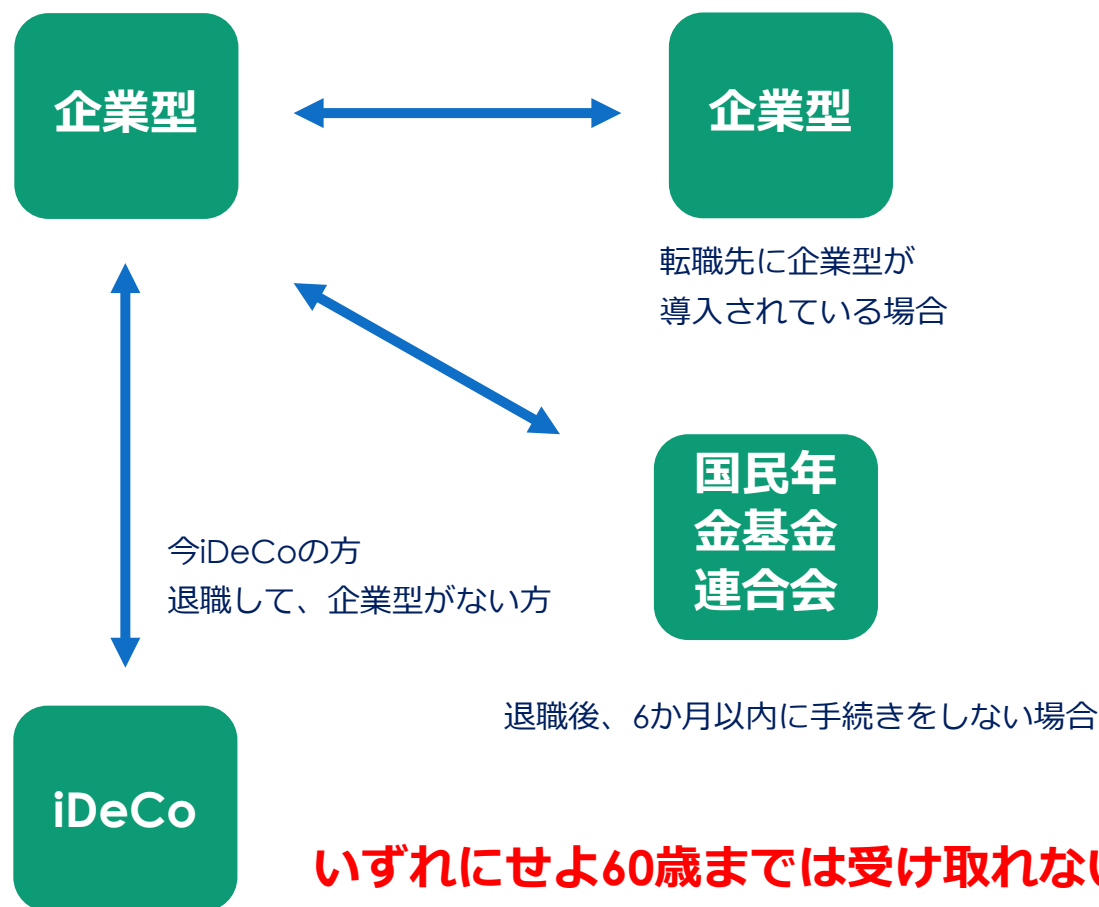
受け取り開始は資格喪失以降75歳までの任意のタイミングを選ぶことができます

※受取までは運用指図者として、手数料がかかります。

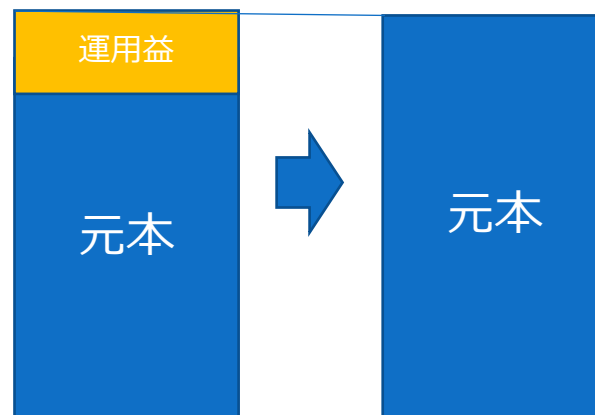
いずれの場合も拠出期間が10年に満たない場合は、受取の開始が遅れます（最低5年）

中途退職したらどうなるの？

退職などで境遇が変わってもポータビリティがあり、継続できます。



移動するときのイメージ



再投資可能
もちろん元本型で
確保してもOK

いずれにせよ60歳までは受け取れない！

メリットとデメリット

メリット	デメリット
• 加入者個人が運用の方法を決めることができる。 • 社員の自立意識が高まる。 • 経済・投資等への関心が高まる。 • 運用が好調であれば年金額が増える。 • 年金資産が加入者ごとに管理されるので、各加入者が常に残高を把握できる。 • 一定の要件を満たせば、離転職に際して年金資産の持ち運びが可能。 • 企業にとっては、掛金の追加負担が生じないので、将来の掛金負担の予測が容易。 • 社会保険料等への影響がある。 • 拠出限度額の範囲で掛金が税控除される。	• 投資リスクを各加入者が負うことになる。 • 老後に受け取る年金額が事前に確定しない。 • 運用するために一定の知識が必要。 • 運用が不調であれば年金額が減る。 • 原則60歳までに途中引き出しができない。 • 管理コストがかかる。 • 労災や、傷病手当金等の社会保障の給付金額が減る。

**個人で積立
確定拠出年金で積立
比較シミュレーション**

65歳までの積立シミュレーション

受取シミュレーション 早ければ、早いほど、効果は高い。

積立開始年齢	20歳	30歳	40歳	50歳	60歳
役員報酬の場合 (税引き後)	1782万	1386万	972万	583万	194万
0%	2970万	2310万	1650万	990万	330万
1%	3727万	2749万	1864万	1062万	336万
2%	4744万	3299万	2114万	1141万	343万
3%	6119万	3990万	2406万	1227万	350万
4%	7987万	4861万	2748万	1321万	357万
5%	1億0540万	5961万	3150万	1424万	364万

期待
利回り

※役員報酬月100万 掛金月額55,000円

※信託報酬を考慮せずに試算
※受取時の税は考慮しない
※数値は概算です。

65歳までの積立シミュレーション

受取シミュレーション 早ければ、早いほど、効果は高い。

積立開始年齢	20歳	30歳	40歳	50歳	60歳
給与所得 (税引き後)	834万	649万	459万	276万	91万
0%	1080万	840万	600万	360万	120万
1%	1356万	1000万	678万	386万	122万
2%	1725万	1200万	769万	415万	125万
3%	2225万	1451万	875万	446万	127万
4%	2905万	1768万	1000万	481万	130万
5%	3833万	2168万	1145万	518万	133万



※給与 25万 掛金月額20,000円

※信託報酬を考慮せずに試算
※受取時の税は考慮しない
※数値は概算です。

養老保険/中退共/企業型DCの違いまとめ

加入資格)

- ・ 中退共は社長と役員は加入できず、従業員は全員加入
- ・ 養老保険は基本的に全員加入。ただし条件を設けることも できる
- ・ 企業型DCは任意加入。社長と役員も加入できる

税金優遇)

- ・ 中退共は全額損金計上可だが、社会保険料の削減効果はない
- ・ 養老保険は掛金の半額のみ損金計上可
- ・ 企業型DCは全額損金として計上可。社会保険料削減も全員に適用（希望者に限る※）

資産形成)

- ・ 中退共は加入期間が3年6ヶ月を超えた場合のみ微増
- ・ 養老保険は元本を下回るケースが多い
- ・ 企業型DCは投資によってお金を増やすことができる

導入するために、大変なことはある？

- ・申請に6か月かかる。
- ・選択制の場合は給与明細の変更、記載事項の留意点説明
- ・就業規則の変更（規程の新設）
- ・入退社時の手続きと制度説明
- ・年1回の投資教育（努力義務）

※導入後1年以内の脱退は不可

※申請時転送不要郵便の受領が必要（不在票対応で可）

よくあるご質問

Q

iDeCoを掛けていますが、どうなりますか？

iDeCoとの併用、iDeCoから年金資産の移換も可能です。ただし、掛金拠出限度額が変わりますので、ご注意ください。

Q

前職で企業型拠出年金があったのですが、どうなりますか？

退職後、6ヶ月以内にiDeCoに切り替えるか、国民年金基金連合会に移換されていると思います。それらの年金資産を今回、新たに加入する場合は移管してくることは可能です。

Q

制度を脱退することはできますか？

制度導入後、加入者等がいなくなった場合や従業員の同意を取得して事業主が制度脱退を決定した場合、厚生局に届け出ることで制度を脱退することが可能です。

Q

中退共の積立金を移換できますか？

通常中退共の資産を企業型DCへ移換することはできませんが、中退共の要件を満たさなくなった事業所、合併による場合などは、移換可能な場合もございます。中退共は一時金制度、企業型DCは年金制度としてそれぞれのメリットを利用している事業所も増えています。

免責事項

本資料は、各種の情報を提供することを目的として行うサービスであり、投資勧誘を目的としたものではありません。

本資料に掲載されている情報の正確性については万全を期しておりますが、その時点で提供可能な情報であり、その完全性、正確性、適用性、有用性等いかなる保証も行っておりません。掲載された情報に基づく判断については、利用者の責任のもとに行うこととし、株式会社プロセスコアは、これにかかわる一切の責任を負うものではありません。

本資料は、予定なしに内容が変わる（変更・削除等）ことがあります。